

第六管区海上保安本部公示第25号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和8年7月7日

第六管区海上保安本部長

池上 浩之（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 岡山県備中県民局水島港湾事務所

住 所 岡山県倉敷市水島福崎町1-12

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 水島港東部（付図のとおり）

期 間 令和8年7月30日から

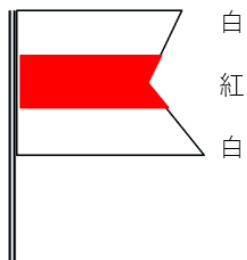
令和8年8月 6日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

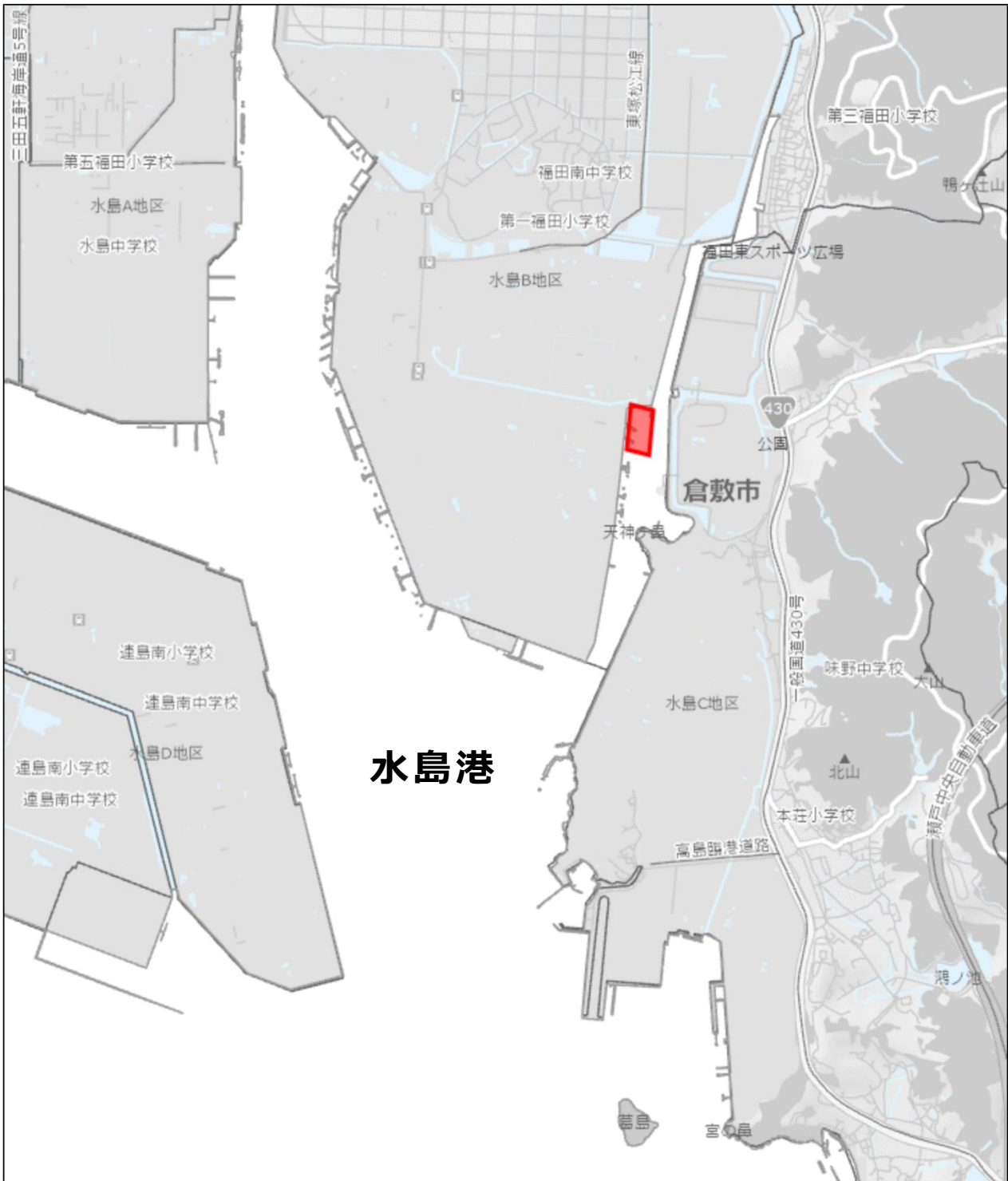
マルチビーム音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を揚げる



付 図



海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan

測量区域：

